

社保分を除く医療保健業に係る収入金額に含めなかった収入金額の明細書(例)

(詳しくは「医療法人等に係る課税所得金額の計算書の記載について」の4ページをご覧ください)

福利厚生施設の利用負担金等として従業員から徴収する収入金額

(円)

従業員食堂料金	
社宅等家賃	
病院内保育所利用金	

各種引当金・準備金の益金算入額(戻入額)

貸倒引当金戻入額	
退職給付引当金戻入額	

次の収入金額

法人税法上、益金不算入となる受取配当	
--------------------	--

法人税法上、益金不算入となる国税・地方税の還付金

償却資産の売却収入金額等(ただし、取得価額を超えた部分はその他の付帯事業・付随収入に含めます)

--	--

棚卸し資産の仕入戻入(リベート)として益金に算入した金額

--	--

国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳により損金に算入された金額に相当する補助金等の額

託児施設整備費補助金	
------------	--

保険金で取得した固定資産等の圧縮記帳により損金に算入された金額に相当する保険金の額

--	--

総合計金額

--	--

社保分を除く医療保健業に係る収入金額に含めないもの

<p>1 福利厚生施設の利用負担金等として使用人から徴収する収入金額</p> <p>○ 従業者の福利厚生の目的で設けられた施設（食堂、社宅、保養施設等）で、法人が直接又は間接に所有し使用及び利用する施設で、この施設を使用及び利用することにより使用人（法人税法上の役員（取締役、理事、監事等）を除く。）から徴収する使用料、利用料、賃貸料等に相当する金額</p>
<p>2 法人税法等の各引当金・準備金に係る益金算入額（戻入額）</p> <p>○ 法人税法及び租税特別措置法に規定する引当金又は準備金で、当期の益金に戻入れされた額</p>
<p>3 受取配当等で法人税法上、益金不算入となる金額</p> <p>○ 法人税法第23条に規定する株式又は出資に係る剰余金の配当等の額</p>
<p>4 国税又は地方税の還付金で法人税法上、益金不算入となる金額</p> <p>○ 法人税法第26条に規定する租税公課の還付金等の益金不算入に該当するもの。</p> <p>a 同法第38条第1項及び第2項に掲げる法人税額等の還付金額</p> <p>b 同法第55条第3項に掲げる付帯税等</p> <p>c 同法第26条第3号の所得税額等の還付金額</p> <p>d 同法第4条の欠損金の繰戻しによる還付金額</p> <p>e 同法第55条第4項の規定による還付金額</p>
<p>5 償却資産の売却収入金額等（ただし、取得価額を超えた部分はその他の付帯事業・付随事業収入に含めます。）</p> <p>○ 法人税法第2条23号及び法人税法施行令第13条に規定する減価償却資産を譲渡した場合の譲渡対価の額で、取得価額を超えない部分の金額</p>
<p>6 棚卸し資産の仕入割戻（リベート）として益金に算入した金額</p> <p>○ 棚卸資産（仕入れを行った医療品、消耗品等）の取引に関し、一定期間に多量の取引をした仕入先からリベートとして支払われる金額（仕入代金の一部返戻金に相当するもの。）</p>
<p>7 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳により損金に算入された金額に相当する補助金等の額</p> <p>○ 国又は地方公共団体等から固定資産の取得又は改良に充てるために補助金等の交付を受けた場合において、法人税法第42条に規定する国庫補助金等の額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳により損金算入が認められた圧縮損の額</p>
<p>8 保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳により損金に算入された金額に相当する保険金の額</p> <p>○ 法人が所有する固定資産の滅失又は損壊により支払を受けた保険金、共済金又は損害賠償金等をもとに、一定期間内にその滅失をした所有固定資産に代替する同一種類の固定資産の取得をし、又はその損壊をした所有固定資産若しくは代替資産となるべき資産の改良をした場合において、法人税法第47条に規定する保険金等差益金の額を基礎として計算した圧縮限度額の範囲内で圧縮記帳により損金算入が認められた圧縮損の額</p>

注1 社保分を除く医療保健業に係る収入金額に含めないものがある場合は、明細書を作成し、医療法人等に係る課税所得金額の計算書に必ず添付してください。

注2 法人税法施行規則別表4で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各勘定科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。

注3 法人税の修正申告、更正・決定により加算又は減算された収入金額についても、損益計算書の各勘定科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。

注4 補助金、支援金等（雇用調整助成金、持続化給付金、家賃補助等を含む）は社保分を除く医療保険業に係る収入金額に含めてください。